

国民健康保険からのお知らせ

平成21年度 納入通知書送付など

●今月中旬に納入通知書を送ります

確定申告などによって、平成20年中(1月から12月まで)所得が確定したことに伴い、平成21年度の保険料率が決定しました。

保険料は、「医療分」と「支援分」および「介護分」

分(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の場合)をそれぞれ左記の保険料率(図参照)で計算し、合算した額です。今月中旬に送付する納入通知書、または決定通知書で平成21年度の年間の保険料を確認し、納めてください。

●介護分の賦課限度額が変わります

国の政令改正に伴い、介護分の賦課限度額を9万円から10万円に改定しました。

賦課限度額は、国の政令で上限額が定められています。

て、本市では中間所得世帯の負担軽減を図る目的から、政令に定める上限を賦課限度額としています。

●保険料の特別徴収(年金からの天引き)について

65歳から74歳までの被保険者のみの世帯で、世帯主の人が老齢基礎年金などの公的年金を年額18万円以上受給している場合は、保険料が年金から特別徴収されます。

ただし、一度に特別徴収される介護保険料と国民健康保険料の合計額が、年金支給額の2分の1を超える場合は、特別徴収の対象となりません。

また、世帯主の人が本年度内に75歳となり後期高齢者(長寿)医療制度へ移行する場合は、特別徴収を口座振替で納付している世帯の場合は、年金からの特別徴収は行われません。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

●保険料の支払い方法の変更について

特別徴収とは

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

年金からの特別徴収の対象となる世帯主の人は、納入通知書でお知らせします。

平成21年度の国民健康保険料

医療分保険料

国保加入者の医療費に充てる分
【賦課限度額 47万円】

区分	計算基礎	保険料率
① 所得割	所得割算定基礎額(※注)	8.31%
② 均等割	被保険者1人について	21,432円
③ 世帯割	1世帯について	24,825円

①+②+③=医療分保険料

支援分保険料

後期高齢者(長寿)医療制度の医療費に充てる分
【賦課限度額 12万円】

区分	計算基礎	保険料率
① 所得割	所得割算定基礎額(※注)	2.94%
② 均等割	被保険者1人について	7,303円
③ 世帯割	1世帯について	8,392円

①+②+③=支援分保険料

介護分保険料

※40歳以上65歳未満の人が対象
介護保険に充てる分
【賦課限度額 10万円】

※介護分は40歳以上65歳未満の国保加入者(介護保険第2号被保険者該当者)を対象に計算します。

区分	計算基礎	保険料率
① 所得割	所得割算定基礎額(※注)	2.79%
② 均等割	被保険者1人について	8,623円
③ 世帯割	1世帯について	7,163円

①+②+③=介護分保険料

(※注)所得割算定基礎額…国保加入者の平成20年中(平成20年1月から同年12月まで)の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

○所得割算定基礎額は、所得を有する国保加入者ごとに算出します。世帯で複数所得を有する国保加入者がいる場合は、それぞれで算出した額の合計額が計算基礎となります。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、多額の費用と長い年月をかけて開発された薬(新薬)の特許が切れた後に、新薬と同等の効果と安全性が確認されて製造・販売されている薬のことです。開発費用が大幅に抑制でき、一般的には薬代が安くなります。

ただし、まだジェネリック医薬品が開発されていない成分や、有効成分以外の添加剤が体質に合わないといったこともありますので、利用に当たっては医師・薬剤師に十分ご相談ください。

所得割保険料の負担緩和措置が終了しました

平成18年度に所得割保険料の計算式を市民税方式から所得比例方式に変更したこと、急激に保険料負担が増えないように適用してきた所得割保険料の負担緩和措置は平成20年度で終了しました。

世帯主です

国民健康保険の世帯主は、保険料の納付義務や届出義務があります。住民票の世帯主が国民健康保険の世帯主となります(会社の健康保険や後期高齢者(長寿)医療制度の被保険者であっても世帯主となります)。

ただし、住民票の世帯主でない人でも、国民健康保険料の納付義務や各種届出義務の確実な履行が見込まれる場合には、届出をすれば国民健康保険の世帯主を変更できます。

【各区・出張所の保険年金担当課】

区・出張所	電話番号	ファクス番号
東	645-1102	631-6463
博多	419-1118	441-0075
中央	718-1124	725-2117
南	559-5152	561-3444
城南	833-4123	844-6790
早良	833-4372	846-9921
西	895-7090	883-6690
今宿	806-9432	806-6811

里親制度を知っていますか?



親の病気や家出など、いろいろな事情で保護者の元で生活できない子どもを家庭に迎え、愛情と真心を込めて養育する人を「里親」と呼びます。

「養育里親」は、養育する期間が、数日間から数年間までさまざま、子どもを養育するに当たっては、教育費や手当が支給されません。現在、39世帯の里親さんに、68人の子どもの養育をお願いしています。

【申込受付期間】6月15日(月)から25日(木)まで

【実施日】8月12日(水)から15日(土)までの4日間

九州地区里親研修大会が本市で開催されます

講演会や分科会などに、里親に興味のある人なら誰でも参加できます。

【日時】7月25日(土)午後1時~5時45分、26日(日)午前9時~正午(予約不要・無料)

【場所】福岡国際会議場(博多区石城町2)

【申込み・問合せ先】子ども総合相談センター

えがお館(☎8332・7100) ☎8332・7830

メール k-shien.cb@city.fukuoka.lg.jp

井戸水は定期的に点検を

井戸水を安心して使うため、設備点検を定期的に行うほか、1年に1回以上は水質検査を実施しましょう。各区保健福祉センター(保健所)でも水質検査(有料)の依頼を受け付けています。 ☎生活衛生課 ☎711-4273 ☎733-5588